

新型コロナウイルス感染対策図書館利用ガイドライン

令和4年6月3日（改正）
河津町教育委員会

令和4年6月3日より図書館を利用するにあたり以下の点に留意し利用するようお願いいたします。

1 利用者が遵守すべき事項

- 1) 以下の事項に該当する場合は、利用を見合わせること
 - ア 体調が良くない場合（例：1週間以内に発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- 2) マスク（品質の確かな、できれば不織布）を着用すること（但し未就学児は除く）
- 3) 入館時には手指消毒を実施すること
- 4) 他の利用者との距離（できるだけ1m）を確保すること